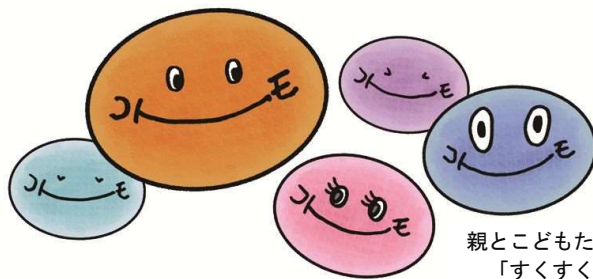


ひとり親家庭福祉のしおり



親と子どもたち一人ひとりのための
「すくすくサポート・プロジェクト」ロゴマーク

名古屋市
2026.7 月版

ひとり親家庭では、仕事をしながら家事や子育てを一人で担う必要があり、時間的にも精神的にも余裕の持てない中で、さまざまな悩みを抱えやすくなります。

この冊子には、相談窓口やひとり親家庭等を対象とした支援制度を掲載していますので、お困りのことや疑問がありましたら、お気軽にご相談ください。

なお、この冊子は、原則として令和8年7月1日時点の内容で編集されています。今後、事業内容等が変更される場合もありますので、あらかじめご了承ください。「名古屋市公式ウェブサイト」にも、情報を掲載していますので、ご覧ください。

対象者について

母子	配偶者のない母と20歳未満（事業によっては18歳以下※）の子ども
父子	配偶者のない父と20歳未満（事業によっては18歳以下※）の子ども
寡婦	子どもが20歳に到達した母子家庭の母
寡夫	子どもが20歳に到達した父子家庭の父

※対象者の表記は目安です。事業によって対象となる年齢や条件が違いますので、詳細は各事業説明ページをご覧ください。

～第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画～

ひとり親家庭等の子どもたちや親を支え、応援するため、令和7年3月に「第5期名古屋市ひとり親家庭等自立支援計画」を策定しました。この計画を推進し、情報提供や相談支援から、子育てや生活負担を軽減する支援、子どもへの生活や教育の支援まで、総合的な支援に取り組むことで、ひとり親家庭等の自立を促進し、子どもが夢や目標を持って健やかに育つ環境を整えてまいります。

この計画は、名古屋市公式ウェブサイトでご覧いただけます。

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/keikaku/1008907/1034195/1032455.html>

表紙のロゴマーク

親と子どもたち一人ひとりのための「こどもの成長支援プロジェクト（愛称「すくすくサポート・プロジェクト」）」のロゴマークとして、政府の子どもの貧困対策会議において作られたものです。

複数のマークが集まったデザインとすることで、「悩んでいるのは1人ではない」「相談に行けば支援に繋がる」というイメージが共有されてほしいとの願いが込められています。

内 容		ページ	対 象 者			
			母子	父子	寡婦	寡夫
離婚前に知っておきたいこと						
1	養育費取得支援	3	●	●	●	
2	法律相談	3	●	●	●	
3	養育費に関する公正証書作成費等補助事業	4	●	●		
4	養育費保証料補助事業	5	●	●		
手当等をもらう						
5	児童扶養手当、名古屋市ひとり親家庭手当、愛知県遺児手当	6～8	●	●		
6	児童手当	8	●	●		
7	遺族基礎年金	9	●	●		
経済的な負担を軽減する **税の減免を受ける**						
8	ひとり親家庭等医療費助成	10	●	●		
9	国民健康保険料の減免	11				
10	国民年金保険料の免除・猶予	11				
11	上下水道料金の減免	11	●	●		
12	J R通勤定期特別割引	12	●	●		
13	税の減免	13				
貸付を受ける						
14	母子父子寡婦福祉資金貸付金・名古屋市寡夫福祉資金貸付金	14～16	●	●	●	●
15	交通遺児関連貸付制度	16	●	●	●	●
仕事を探す・スキルアップする						
16	高等職業訓練促進給付金	17	●	●		
17	高等職業訓練促進資金貸付事業	18	●	●		
18	自立支援教育訓練給付金	18	●	●		
(参考1) ハローワークにおける類似の補助制度との併用可否		19				
(参考2) ハローワークにおける類似の補助制度一覧		20				
19	高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	21	●	●		
20	住宅支援資金貸付事業	21	●	●		
21	就業支援講習会	22	●	●	●	
22	製造たばこの小売販売業の申請	22	●		●	
住まいを探す						
23	ひとり親世帯向け公営住宅の入居募集	23	●	●		
24	母子生活支援施設	23	●			
子育て支援を受ける						
25	子どもの短期入所生活援助（ショートステイ）事業	24	●	●		
26	ひとり親家庭等生活支援事業	25	●	●	●	●
子どもの教育費を確保する						
27	就学援助等	26～27	●	●		
28	ひとり親家庭等への大学受験料等補助	27	●	●		
子どもの学びや社会体験の機会を利用する						
29	中学生の学習支援事業	28	●	●		
30	ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業	28	●	●		
31	文化・スポーツ交流事業	28	●	●		
32	ひとり親家庭休養ホーム事業	29	●	●		
33	市有施設優待利用事業	30	●	●		
34	ひとり親家庭職業体験事業	30	●	●		

内 容		ページ	対 象 者			
			母子	父子	寡婦	寡夫
	主な相談窓口					
3 5	ひとり親家庭の福祉に関する総合相談	31 ～36				
3 6	こころの休けい室（心理カウンセリング）					
3 7	電話相談					
3 8	ジョイナス.ナゴヤ					
3 9	仕事の相談窓口					
4 0	女性のための総合相談					
4 1	女性の悩みごと相談					
4 2	女性悩みごと電話相談					
4 3	名古屋市男性相談					
4 4	配偶者からの暴力（DV）相談					
4 5	児童相談					
4 6	子どもの権利相談室 なごもっか					
区役所民生子ども課・支所区民福祉課（社会福祉事務所・社会福祉事務所支所）一覧（裏表紙）						

＊＊離婚前に知っておきたいこと＊＊

Ⅰ 養育費取得支援

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

養育費に関する相談のほか、親子交流等の問題も含め電話相談に応じています。
また、養育費取得の方法等について、必要に応じて面接相談・書類作成支援・
同行支援を行います。

電 話 相 談

養育費に関する相談のほか、親子交流等の問題も含め相談員が電話相談
に応じます。

【相談受付時間】月～金曜日（祝日・年末年始は除く）10時～16時

面 接 相 談

電話相談の内容により、さらに専門的な相談を行う必要がある場合は、
司法書士等が面接相談を行います。

（予約制）火曜日 13時30分、14時30分（祝日・年末年始は除く）

書類作成支援 同行支援

面接相談の内容により、さらに専門的な支援を行う必要がある場合は、
司法書士等により、書類作成支援や同行支援を行います。

対 象 者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方（離婚前の方も対象）

お問合せ先

養育費相談専用電話（愛知母子・父子福祉センター内）
TEL 915-8816

2 法律相談

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

法律上の諸問題について弁護士が相談に応じます。（予約制・1回限り無料）

【予約受付時間】月～金曜日 9時～17時30分（祝日・年末年始は除く）

対 象 者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方
（養育費や親権など離婚に関する問題については離婚前の方も対象）

お問合せ先

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会（愛知母子・父子福祉センター）（予約電話）
TEL 915-8862

新規 「民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について」

★令和8年4月1日に、民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が施行されました。

この法律は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、財産分与、養子縁組等に関する民法等の規定を見直すものです。

詳しくは法務省ホームページもしくはひとり親家庭のためのポータルサイトをご確認ください。

法務省ホームページ



ひとり親家庭のためのポータルサイト



なお、養育費、親子交流等に関する相談は、上記お問い合わせ先をご利用ください。

3 養育費に関する公正証書作成費等補助事業

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

「公正証書」など養育費に関する債務名義を作成した際、作成にかかった費用を補助します。（上限5万円）

※債務名義：強制執行によって実現されることが予定される請求権（養育費）の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のこと。具体的には、強制執行認諾約款付公正証書や調停調書など

【補助内容】

公正証書の作成にかかった費用、家庭裁判所等の申し立てまたは裁判にかかった費用、裁判外紛争解決手続（ADR）の利用にかかった費用を各1回に限り補助します。



←ADRの説明についてはこちらをご覧ください。
「裁判外紛争解決手続の認証制度（かいけつサポート）」
のページです。

申請書類は名古屋市公式ウェブサイト

「養育費に関する公正証書作成費等補助事業」ページより
ダウンロードできます。



養育費に関する
公正証書作成等補助事業

対象者

以下の①～③の要件をすべて満たす方

- ①養育費の取り決めに係る公正証書などの費用を負担した方
- ②養育費の取り決めに係る債務名義を有している方 ※ADR利用の場合を除く
- ③養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方

※申請期限は、以下のとおりです。

- ・公正証書の作成および家庭裁判所等の申し立てまたは裁判にかかった費用
（正本作成に要した費用も含む）
⇒公正証書等の作成日の翌日から6か月以内
- ・裁判外紛争解決手続（ADR）の利用にかかった費用
⇒1回目の調停が終了した日の翌日から6か月以内

お問合せ先

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会（愛知母子・父子福祉センター）
TEL 915-8862

4 養育費保証料補助事業

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

保証会社と養育費保証契約を締結する際に保証料として本人が負担した費用を補助します。（上限5万円）

申請書類は名古屋市公式ウェブサイト「養育費保証料補助事業」ページよりダウンロードできます。



養育費保証料
補助事業

対象者

以下の①～④の要件をすべて満たす方

- ①養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
- ②養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ③保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ④過去にこの補助金を受給していない方

※債務名義：強制執行によって実現されることが予定される請求権（養育費）の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のこと。具体的には、強制執行認諾約款付公正証書や調停調書など

※申請期限は、以下のとおりです。

養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内

お問合せ先

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会（愛知母子・父子福祉センター）
TEL 915-8862



＊ ＊ 手当等をもらう ＊ ＊

5 児童扶養手当・市ひとり親家庭手当・県遺児手当

(令和8年度)

母子

父子

寡婦

寡夫

対 象 者

次のいずれかの児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童)を養育している方

○父母が婚姻を解消(離婚)した児童

○父又は母が死亡した児童

○父又は母が重度の障害を有する児童

○父又は母が生死不明である児童

○父又は母に1年以上遺棄※されている児童

※遺棄とは、父又は母が児童と同居しないで、養育を全く放棄している状態をいいます。

父又は母から仕送りや安否を気遣う連絡等がある場合は、該当しません。

○父又は母がDVによる保護命令を受けた児童

○父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童

○母が婚姻によらないで出産した児童

≪所得制限≫

①受給者本人の所得から8万円を控除した額が、下表の限度額未満であるか(愛知県遺児手当の場合、一部支給の限度額未満であるか)を確認します。(※)

受給者が父または母の場合は、養育費の8割相当額が手当額計算上の所得とみなされます。

扶養親族数	父、母、養育者(孤児等の養育者を除く)		孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	69万円未満	69万円以上 208万円未満	236万円未満
給与所得者の収入額	(約142万円未満)	(約142万円以上 334万円未満)	(約372万円未満)
1人	107万円未満	107万円以上 246万円未満	274万円未満
給与所得者の収入額	(約190万円未満)	(約190万円以上 385万円未満)	(約420万円未満)
2人	145万円未満	145万円以上 284万円未満	312万円未満
給与所得者の収入額	(約244万円未満)	(約244万円以上 432万円未満)	(約467万円未満)
3人	183万円未満	183万円以上 322万円未満	350万円未満
給与所得者の収入額	(約298万円未満)	(約298万円以上 480万円未満)	(約515万円未満)

②受給者本人に配偶者や扶養義務者(受給者本人と同居又は生計を同じくする直系血族(父母、祖父母、子など)及び兄弟姉妹)がいる場合には、その方の所得から8万円を控除した額が、下表の限度額未満であるかを確認します。(※)

扶養親族数	配偶者、扶養義務者
0人	236万円未満(収入約372万円未満)
1人	274万円未満(収入約420万円未満)
2人	312万円未満(収入約467万円未満)
3人	350万円未満(収入約515万円未満)

扶養親族とは、税法上の扶養親族をいいます。確定申告書や源泉徴収票でご確認ください。

なお、配偶者・扶養義務者についても、その方自身の税法上の扶養親族数で判定します。扶養義務者が複数いる場合は、合算ではなく個人ごとに判定します。

医療費控除等、所得から差し引かれる各種控除があります。また、児童扶養手当について、受給者本人が障害基礎年金等の支給を受けることができる場合は、非課税年金所得(公的年金給付及び遺族補償等)を含んだ所得の再計算を行う必要があります。詳しくは、窓口でお問合せください。

(※)所得(給与所得または公的年金所得がある場合、総所得金額から10万円(給与所得と公的年金所得の合計額が10万円未満の場合は、その合計額)を控除した額)から8万円を控除した額が、上表の限度額未満であるか確認してください。

	【注意点】 ◆令和8年10月分までの手当は令和6年中（令和6年1月～令和6年12月）の所得により、令和8年11月分以降の手当は令和7年中（令和7年1月～令和7年12月）の所得により確認します。 ※所得は、収入金額とは異なります。 給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が所得となります。 ◆受給者本人の所得が限度額未満であっても、配偶者や扶養義務者の所得が限度額以上である場合は、手当は支給されません。
支給日	《児童扶養手当・名古屋市ひとり親家庭手当》 5月11日、7月11日、9月11日、11月11日、1月11日、3月11日 《愛知県遺児手当》 5月25日、7月25日、9月25日、11月25日、1月25日、3月25日 ▶休日等に当たる場合は、その直前の休日等でない日となります。 ▶支給月の前月までの分を支給します。

	児童扶養手当（国）	名古屋市ひとり親家庭手当（市）	愛知県遺児手当（県）
支給期間	児童が18歳に到達した年度の3月分まで（児童に一定の障害がある場合は、20歳未満まで延長されます。）	3年間（支給停止期間※を含む） （ただし、支給要件に該当してから7年経過すると、支給開始から3年未満であってもその時点で支給対象外となります。）	5年間 （支給停止期間※を含む） ※所得制限超過等により手当が支給されない期間
	申請の翌月分から支給	申請と同月分から支給	
月額	1人目 ◆全部支給の場合 48,050 円 ◆一部支給の場合 48,040 円～11,340 円 2人目以降 ◆全部支給の場合 11,350 円 ◆一部支給の場合 11,340 円～5,680 円	児童1人につき ◆全部支給の場合 支給開始月から 1年目 9,000 円 2年目 4,500 円 3年目 3,000 円 ◆一部支給の場合 支給開始月から 1年目 4,500 円 2～3年目 3,000 円	児童1人につき 支給開始月から 1～3年目は 4,350 円 4、5年目は 2,175 円

- ・手当は、所得金額を確認の上、支給額等が決定されますので、申請前には所得の申告を必ず行ってください。
- ・認定後、手当を受ける資格がなくなったときや、住所などの届出内容が変わったときは、手続きが必要です。必要な手続きが遅れ、手当が過払いとなった場合は、支給された手当を返還していただくことになります。
- ・手当の支給を継続して受けるには、毎年8月に、児童扶養手当は「現況届」、名古屋市ひとり親家庭手当・愛知県遺児手当は「所得状況届」を窓口に提出していただく必要があります。（「現況届」・「所得状況届」は、時期になりましたら、区役所・支所から送付します。）
- ・児童扶養手当については、支給開始から5年等、一定期間が経過したときは、自立に向けた取組み（就業状況など）に関する届出が必要です。また、その後の「現況届」提出時においても、同様の届出が原則必要となります。（対象者には、区役所・支所からお知らせを送付します。）

＜公的年金等との併給について＞

児童扶養手当	公的年金等の額が児童扶養手当額よりも低い場合には、その差額分の手当が受給できます。
名古屋市ひとり親家庭手当	年金額に関わらず併給可能です。
愛知県遺児手当	公的年金等を受給できる場合、受給できません。

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

（次のページもご覧ください）

「児童扶養手当」を受給している方は、下記の制度をご利用いただける場合があります。

8	ひとり親家庭等医療費助成	10 ページ
11	上下水道料金の減免	11 ページ
12	JR通勤定期特別割引	12 ページ
16	高等職業訓練促進給付金	17 ページ
27	就学援助等	26 ページ
28	ひとり親家庭等への大学受験料等補助	27 ページ
29	中学生の学習支援事業	28 ページ
33	市有施設優待利用事業	30 ページ

また、「市ひとり親家庭手当」を受給している方は、下記の制度をご利用いただける場合があります。

32	ひとり親家庭休養ホーム事業	29 ページ
----	---------------------	--------

詳細は、各事業のページをご確認ください。

6 児童手当 ※国制度の手当

母子	父子	寡婦	寡夫
----	----	----	----

趣旨・内容

支給日 年6回偶数月の15日に、支払月の前月分までの2ヶ月分を支給します。
※15日が休日等に当たる場合は、その直前の休日等でない日となります。

支給月額		
3歳未満	第1・2子	15,000 円
	第3子以降	30,000 円
3歳～ 高校生年代	第1・2子	10,000 円
	第3子以降	30,000 円

※第1・2子の数え方は、22歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもの人数を、年齢が上の子どもから順に数えます。

※離婚等により、手当受給者の切替え（父→母など）が必要な場合は、申請が必要です。
原則として申請の翌月分からの支給となりますので、すみやかに申請をしてください。

対象者

高校生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している方

※国外居住の子どもは一定の要件を満たす留学の場合を除き対象外。
施設入所児童は施設に対して支給。

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

7 遺族基礎年金

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

支払月 2、4、6、8、10、12月

支給月額		
配偶者が受けるとき	子が1人の場合	90,925 円
	2人目	20,316 円加算
	3人目以降は1人につき	6,775 円加算
子が受けるとき	子が1人の場合	70,608 円
	2人目	20,316 円加算
	3人目以降は1人につき	6,775 円加算

(注) 年額を12で割り、1円未満を切り捨てた参考金額(令和8年度分)

受給要件

国民年金加入者(※)又は、老齢基礎年金の受給資格期間(25年以上)を満たした人が死亡し、その配偶者が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(国民年金の障害等級1級又は2級に該当する程度の障害にある場合は20歳未満の子)と一緒に暮らしているとき(死亡した人に配偶者がいない場合には、子に対して支給されます。)

※死亡日前に保険料の未納期間が1/3以下であるか、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直前1年間に未納期間がないことが必要です。

(注) 子のいる夫への支給は、平成26年4月1日以降に妻が死亡した場合に限ります。

お問合せ先

区役所保険年金課または支所区民福祉課



＊ ＊ 経済的な負担を軽減する ＊ ＊

8 ひとり親家庭等医療費助成

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

ひとり親家庭の母及び父並びにこれらの家庭の児童並びにこれに準ずる児童の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。

※ただし、高額療養費・家族療養附加給付金の支給がある場合は、その額を助成額から除きます。また、入院時食事療養費の標準負担額及び保険給付の認められない費用（差額ベッド代、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品を希望したことで生じる特別の料金、健康診断、予防接種、文書料など）は、助成の対象になりません。

対 象 者

市内在住の、ひとり親家庭の母又は父の前年（1月から7月は前々年）の所得が児童扶養手当を受給できる範囲の方（※）であり、次の条件のいずれかに該当する方

- (1) 18歳以下（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。以下同じ）の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父
（配偶者が身体障害者手帳の1・2級又は障害年金の1級に該当される方も対象となる場合があります。）
- (2) ひとり親家庭の母又は父に扶養されている18歳以下の児童
- (3) 父母のいない18歳以下の児童等

（※）児童扶養手当と異なり、扶養義務者（同居の祖父母等）の所得にかかわらず、ひとり親家庭の母又は父のみの所得で判定します。

（扶養義務者の所得が児童扶養手当の所得水準を超過するため、手当が支給されない場合であっても、ひとり親家庭等医療費助成は受けられる場合があります。）

また、児童扶養手当と異なり、障害基礎年金等の給付を受けている場合であっても、非課税年金は含めず所得を判定します。

ただし、次の方は対象になりません。

- ・事実上、婚姻状態にある方
- ・健康保険に加入していない方
- ・児童福祉施設等に入所している方
（他の給付により医療費の自己負担がなくなるとき）
- ・生活保護を受給している方
- ・障害者医療費助成の対象となる方
- ・後期高齢者医療制度の対象となる方
（福祉給付金制度による助成が受けられます。）

お問合せ先

区役所保険年金課または支所区民福祉課

9 国民健康保険料の減免

趣旨・内容

国民健康保険に加入している寡婦又はひとり親に該当する人は、申請により次のような減免を受けられる場合があります。減免される額は、その被保険者の均等割額の3割（対象者②に該当する場合は1割）となります。

※同時に他の減免に該当する場合、保険料の減額を受けた場合などには、この減免が適用されないことがあります。

対象者

前年12月31日現在、税法上の寡婦又はひとり親（※）に該当する人のうち次のいずれかに該当する人（※13ページの税の減免の項目を参考にしてください。）

①当該被保険者の前年中の総所得金額等が135万円以下である。

②「均等割額の2割減額」が適用されている世帯に属している。

お問合せ先

区役所保険年金課または支所区民福祉課

10 国民年金保険料の免除・猶予

趣旨・内容

国民年金第1号被保険者で寡婦又はひとり親に該当する人は、申請により国民年金保険料が免除・猶予される場合があります。

対象者

前年12月31日現在、税法上の寡婦又はひとり親（※）に該当する人で、前年の所得が135万円以下である人（※13ページの税の減免の項目を参考にしてください。）

お問合せ先

区役所保険年金課または支所区民福祉課

11 上下水道料金の減免

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

児童扶養手当の支給を受けている世帯（契約者が受給者本人である場合に限る）に、次のような減免を受けられる場合があります。（令和8年度）

水道料金	1か月につき、以下の水道料金を減免します。 （一般用）870円
下水道使用料	1か月につき、以下の下水道使用料を減免します。 （一般汚水）790円

※ご使用の水道の口径にかかわらず「一般用・13ミリ」とみなして計算を行います。

※上記金額は1か月の税抜金額で、これに消費税相当額を加算した金額を減免します。

1円未満の端数は、全体のご使用量に対する料金から減免金額を控除した後に切り捨てます。

※ご使用量により水道料金・下水道使用料が上記金額に満たない場合は、その料金全額が減免されます。

対象者

児童扶養手当の支給を受けている世帯（契約者が受給者本人である場合に限る）

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

12 JR通勤定期特別割引

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

区役所・支所が発行する証明書でJR通勤定期乗車券を購入すると、3割引になります。
※通学定期乗車券は対象外です。

対象者

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

※有料自転車駐車場における定期利用料金の軽減

児童扶養手当を受給している世帯の方またはひとり親家庭等医療費助成の対象となっている世帯の方は、下記の対象駅周辺に設置された有料自転車駐車場において、定期利用料金が軽減されます。詳しくは下記までお問い合わせください。

【対象駅】

① シルバー・サイカ共同事業体が管理者である駅（管理期間：令和9年3月末まで）

吹上、車道、上小田井、栄生、庄内緑地公園、庄内通、いりなか、御器所、八事、桜山、瑞穂運動場西、瑞穂区役所、桜本町、鶴里、相生山、神沢、鳴子北、野並、原、平針

② 蔦井株式会社が管理者である駅（管理期間：令和15年3月末まで）

栄、高岳、久屋大通、大須観音、上前津、伏見、丸の内、矢場町

【お問合せ先】①シルバー人材センター TEL 052-842-4688

②アイビーパークコールセンター TEL 0120-924-396



ひとり親	未婚の方や配偶者と離婚・死別した後婚姻をしていない方又は配偶者が生死不明な方で、次の1～3のすべてに該当する方 1 前年中の総所得金額等が58万円以下（注1）の生計を一にする子がいる方 2 前年中の合計所得金額が500万円以下（注2）の方 3 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない方（注3）
寡婦 （ひとり親を除く）	夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、次の1～3のすべてに該当する方 1 子以外の扶養親族がいる方 2 前年中の合計所得金額が500万円以下の方 3 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない方
	夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明な方で、次の1、2すべてに該当する方 1 前年中の合計所得金額が500万円以下の方 2 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない方

ひとり親	（所得税）35万円	（住民税）30万円
寡婦	（所得税）27万円	（住民税）26万円

税法上の寡婦又はひとり親の方で、前年中の合計所得金額が135万円以下（注4）の方には住民税（所得割および均等割）や森林環境税が課税されません。

税法上の寡婦又はひとり親の方で、前年中の総所得金額等が「135万円」又は「35万円×（扶養親族の数+1）+10万円+32万円」のいずれか多い額に、33万円を加算した額以下の場合は、税額の50%が減免されます。

- （注1）給与所得のみの場合、収入金額123万円以下
ただし、令和9年度以降の住民税においては、前年中の総所得金額等が62万円以下（給与所得のみの場合、収入金額136万円以下（令和9・10年度に限る））
- （注2）給与所得のみの場合、収入金額約677万7千円以下
- （注3）住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない方をいいます。
- （注4）給与所得のみの場合、収入金額204万4千円未満

お住まいの区を担当する市税事務所

お住まいの区	担当する市税事務所	電話番号	所在地
千種区・東区 中区・守山区 北区・名東区	名古屋市栄市税事務所 市民税課	959-3303 959-3304 959-3323	〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 （NHK名古屋放送センタービル8階）
西区 中村区・港区 中川区	名古屋市本陣市税事務所 市民税課	433-4021 433-4022 433-4023	〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 （中村区役所等複合庁舎4階）
熱田区・天白区 昭和区・南区 瑞穂区・緑区	名古屋市金山市税事務所 市民税課	324-9804 324-9805 324-9828	〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 （名鉄正木第一ビル）

</

(別表)

学 校 等 種 別			学 年 別	1 年 (月額)	2 年 (月額)	3 年 (月額)	4 年 (月額)	5 年 (月額)		
修 学 資 金 (月額)	高 等 学 校 専 修 学 校 (高 等 課 程)	国 公 立	自宅通学	27,000 円	27,000 円	27,000 円				
			自宅外通学	34,500 円	34,500 円	34,500 円				
		私 立	自宅通学	45,000 円	45,000 円	45,000 円				
			自宅外通学	52,500 円	52,500 円	52,500 円				
	高 等 専 門 学 校 * 豊田工業高等専門学校、 岐阜工業高等専門学校 など (入学資格：中卒程度)	国 公 立	自宅通学	31,500 円	31,500 円	31,500 円	67,500 円	67,500 円		
			自宅外通学	33,750 円	33,750 円	33,750 円	76,500 円	76,500 円		
		私 立	自宅通学	48,000 円	48,000 円	48,000 円	98,500 円	98,500 円		
			自宅外通学	52,500 円	52,500 円	52,500 円	115,000 円	115,000 円		
	専修学校(専門課程及び専攻科の課程)=専門学校 * 専門課程：2 年以上に限る ⇒ 1 年課程は修業資金。就学 支度資金は 1 年課程でも可	国 公 立	自宅通学	67,500 円	67,500 円	67,500 円	67,500 円			
			自宅外通学	78,000 円	78,000 円	78,000 円	78,000 円			
		私 立	自宅通学	89,000 円	89,000 円	89,000 円	89,000 円			
			自宅外通学	126,500 円	126,500 円	126,500 円	126,500 円			
	短 期 大 学	国 公 立	自宅通学	67,500 円	67,500 円	修学・修業・技能習得資金は、通常 3 か月に 1 回、4/30(4～6 月分)、7/16 (7～9 月分)、10/16(10～12 月分)、 1/16(1～3 月分) に振込みます。				
			自宅外通学	96,500 円	96,500 円					
		私 立	自宅通学	93,500 円	93,500 円					
自宅外通学			131,000 円	131,000 円						
大 学	国 公 立	自宅通学	71,000 円	71,000 円	71,000 円	71,000 円				
		自宅外通学	108,500 円	108,500 円	108,500 円	108,500 円				
	私 立	自宅通学	108,500 円	108,500 円	108,500 円	108,500 円				
		自宅外通学	146,000 円	146,000 円	146,000 円	146,000 円				
大 学 院	修 士 課 程		132,000 円	132,000 円		修学・修業・技能習得 資金は毎年 4 月に新年 度の在学証明書を提出 されないと振込は継続 されません。				
	博 士 課 程		183,000 円	183,000 円	183,000 円					
専修学校(一般課程) *一部の被服科等の学校が該当				55,500 円	55,500 円					
就 学 支 度 資 金 (一括)	小 学 校	91,600 円			※就学支度資金などの一時資金は、通常毎月 16 日 (2～4 月は 16 日または末日。休日の場 合は直前の平日) に振込みます。 申請～振込までに 1 か月程度はかかります。					
	中 学 校	101,000 円								
	専 修 学 校 (一 般 課 程)	自宅通学	150,000 円							
		自宅外通学	160,000 円							
	高 等 学 校 専 修 学 校 (高 等 課 程)	国公立	自宅通学	150,000 円	私 立	自宅通学	410,000 円			
			自宅外通学	160,000 円		自宅外通学	420,000 円			
	高 等 専 門 学 校 短 期 大 学 専修学校(専門課程及び専攻科の課程)=専門学校 大 学 院	国公立	自宅通学	420,000 円	私 立	自宅通学	580,000 円			
			自宅外通学	430,000 円		自宅外通学	590,000 円			
	修学施設 (各種学校等) ※高等学校卒業生	自宅通学		272,000 円						
		自宅外通学		282,000 円						
修学施設 (各種学校等) ※中学校卒業生	自宅通学		150,000 円							
	自宅外通学		160,000 円							

※国の高等学校(大学や専門学校等)の修学支援新制度により、授業料等の減免と給付型奨学金の支給を受けている場合は、上記の貸付限度額から新制度の決定額を控除した額を、貸付限度額とします。

〔修学支援新制度については、通学先(進学先)の学校や、文部科学省及び日本学生支援機構のホームページをご確認ください。〕

(次のページもご覧ください)

(注) 1 特別貸付の適用基準

技能習得資金(運転免許)	就職先で自動車運転免許の取得が必要となる場合
技能習得資金(一括)	専門学校等に入学する場合で、入学時や年度初めの必要経費が月額を超えると認められる場合
就職支度資金	就職に際し、通勤のために自動車購入が必要と認められる場合
住宅資金	災害等により特に必要と認められる場合又は老朽等による増改築を行う場合
医療介護資金	所得税非課税世帯の場合
修業資金(運転免許)	児童(高校3年在学時)が、就職先で自動車運転免許の取得が必要となる場合

2 償 還

- (1) 償還…月賦、半年賦、年賦のいずれかによる
(2) 違約金(延滞金)…延滞した元利金額に対し、延滞期間に応じ年3%(平成27年4月1日から令和2年3月31日までは年5%、平成27年3月31日までは年10.75%)の割合で発生

3 生活資金

- (1) 生活資金④「ひとり親家庭になって7年未満の期間中」、⑤の貸付対象は、母子・父子のみ(寡婦・寡夫は対象外)
(2) 生活資金は、必要と認められる場合、別途3か月分を一括交付することも可

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

1 5 交通遺児関連貸付制度

母子

父子

寡婦

寡夫

趣 旨

交通事故により死亡又は重度の後遺障害が残った家庭の児童に対する貸付制度(すべて無利子)です。

対象者・内容

対象者	0 歳～中学生 (自動車事故に限る)	対象者	高校生～（申込時 25 歳まで）	
一時金	155,000 円	学 校	奨学金（月額）	入学一時金
月 額	1 万円、2 万円か ら選択	高 等 学 校	2 万円、3 万円、	20 万円、40 万円、 60 万円から選択
		高等専門学校 (1 から 3 年)	4 万円から選択 (内 1 万円は給付)	
		大学・短期大学 高等専門学校 (4、5 年)	4 万円、5 万円、 6 万円から選択 (内 2 万円は給付)	40 万円、60 万円、 80 万円から選択 ※高等専門学校（4、 5 年）は対象外
小 中 学 校 入学支度金	44,000 円	大 学 院	5 万円、8 万円 10 万円から選択 (内 2 万円は給付)	—
		専修学校専門課程・ 各種学校	4 万円、5 万円、 6 万円から選択 (内 2 万円は給付)	40 万円、60 万円、 80 万円から選択
		専修学校高等課程	2 万円、3 万円、 4 万円から選択 (内 1 万円は給付)	20 万円、40 万円、 60 万円から選択
自動車事故対策機構 名古屋主管支所 TEL 218-3017		交通遺児育英会（奨学課） TEL 03-3556-0773 フリーダイヤル TEL 0120-521286		

お問合せ先

</

17 高等職業訓練促進資金貸付事業

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の母及び父の修学を容易にするため、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。

貸付金の種類	貸付額	申請期限
入学準備金	上限 50 万円	養成機関に入学した日から起算して 11 月を経過した日の属する月の末日
就職準備金	上限 20 万円	養成機関を卒業した日又は資格を取得した日のいずれか遅い日から起算して 11 月を経過した日の属する月の末日

※いずれも無利子です。（保証人がいない場合は有利子）

※卒業から 1 年以内に資格を活かして就職し、5 年間その職に従事した時は、貸付金の返還を免除します。

対象者

名古屋市から高等職業訓練促進給付金を受給するひとり親家庭の母及び父（実施団体である社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会が審査・貸付を行います。）

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 915-8862 住所 北区金田町 3 丁目 11

18 自立支援教育訓練給付金

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

事前に指定を受けた講座を受講すると、受講料の一部が助成されます。

対象講座	①雇用保険の一般教育訓練給付の指定講座 ②雇用保険の特定一般教育訓練給付の指定講座 ③雇用保険の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目指す講座に限る）	
支給額	※1 万 2 千円未満は支給できません。 雇用保険の教育訓練給付制度による給付金を <u>受けることができない方</u> 雇用保険の教育訓練給付制度による給付金を受給する方	
		入学金、受講料の 60%（上限 20 万円） ※ただし、上記③を受講する場合の上限は修業年数×40 万円（最大 160 万円） 一定の要件を満たす方はさらに追加支給あり（上限年間 20 万円）
		上記の金額から、雇用保険の教育訓練給付制度による給付金額を差し引いた額
事前指定	受講開始前に区役所・支所で受講予定の講座の指定を受ける必要があります。	

対象者

次の要件をいずれも満たす方。

事前相談及び受講開始前に講座の指定を受ける必要があります。

- ①市内在住の 20 歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母及び父
- ②母子・父子自立支援プログラム策定等の自立に向けた支援を受けている方
- ③講座を受講することが、安定した就労に結びつくと思われる方
- ④過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない方

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

【参考1】ハローワークにおける類似の補助制度との併用可否

各制度	各制度と併用可否								
	⑬	⑭	⑮	A	B	C	D	E	F
各制度	高等職業訓練促進給付金	高等職業訓練促進資金貸付事業	自立支援教育訓練給付金	【雇用保険】 一般教育訓練給付金 特定一般教育訓練給付金	【雇用保険】 専門実践教育訓練給付金	【雇用保険】 専門実践教育訓練での教育訓練支援給付金	【公的職業訓練(ハロートレーニング)】	【求職者支援制度】 職業訓練受講給付金	【雇用保険】 訓練延長給付
⑬ 高等職業訓練促進給付金		可	可	可	可	不可	お住まいの区・支所の窓口へ個別にご相談ください。	不可	不可
⑭ 高等職業訓練促進資金貸付事業	可		(貸付事業の入学準備金) ：不可 (貸付事業の就職準備金) ：可	(貸付事業の入学準備金) ：不可 (貸付事業の就職準備金) ：可	(貸付事業の入学準備金) ：不可 (貸付事業の就職準備金) ：可	不可	お住まいの区・支所の窓口へ個別にご相談ください。	不可	不可
⑮ 自立支援教育訓練給付金	可	(貸付事業の入学準備金) ：不可 (貸付事業の就職準備金) ：可		可	可	お住まいの区・支所の窓口へ個別にご相談ください。	不可	可	お住まいの区・支所の窓口へ個別にご相談ください。

※類似制度の概要は次ページをご確認ください。

【参考2】ハローワークにおける類似補助制度一覧

	制度	内容
A	【雇用保険】 一般教育訓練給付金 特定一般教育訓練給付金 (受講費用の補助)	一定の条件を満たす労働者や離職者が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講し修了した場合、自ら教育訓練施設に支払った経費(入学金及び受講料)の一部が支給されます。
B	【雇用保険】 専門実践教育訓練給付金 (受講費用の補助)	一定の条件を満たす労働者や離職者が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、自ら教育訓練施設に支払った経費(入学金及び受講料)の一部が支給されます。 中長期的なキャリア形成を支援する講座が指定されています。
C	【雇用保険】 専門実践教育訓練での 教育訓練支援給付金 (生活費の補助)	受講開始日が令和9年3月31日以前である場合の暫定措置です。 専門実践教育訓練の教育訓練給付金を受給する方のうち、専門実践教育訓練の受講開始時に45歳未満であるなどの一定の条件を満たした方が失業状態にある場合、雇用保険の基本手当の日額の60%(受講開始日が令和7年3月31日以前の場合は、80%)に相当する額が支給されます。
D	【公的職業訓練ハロートレーニング】 (受講費用の補助)	ハローワークの指示により職業訓練を受講する場合に、原則、入校選考料及び受講料が無料となります。(テキスト代及びユニフォーム代等は自己負担です。)
E	【求職者支援制度】 職業訓練受講給付金 (生活費の補助)	雇用保険を受給できない求職者の方が、ハローワークの支援指示により職業訓練を受講し、収入や資産等の要件を満たした場合、訓練期間中に訓練を受けやすくするために職業訓練受講手当(月10万円)や通所手当等が支給されます。
F	【雇用保険】 訓練延長給付 (生活費の補助)	ハローワークの受講指示により職業訓練を受講する方が、所定給付日数分の基本手当の支給終了後もお受講している場合、一定期間、基本手当が延長して支給されます。 (延長給付を1日でも支給された月は、高等職業訓練促進給付金の併用ができません。)

受給要件

各制度により異なりますので、受給要件や手続きの詳細い内容はお住まいの区を担当するハローワークにお問い合わせください。

お問合せ先

お住まい区を担当する以下のハローワーク

お住まいの区	担当するハローワーク	電話番号	所在地
千種区・東区・昭和区・ 守山区・名東区・天白区	ハローワーク名古屋東	774-1115	〒465-8609 名東区平和が丘1-2
北区・西区・中村区・ 中区・中川区	ハローワーク名古屋中	855-3740	〒460-8640 中区錦2-14-25 ヤマイチビル
瑞穂区・熱田区・港区・ 南区・緑区	ハローワーク名古屋南	681-1211	〒460-8503 熱田区旗屋2-22-21

19 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

高等学校卒業程度認定試験の合格のため、事前に指定を受けた講座を受講する場合に受講料の一部が助成されます。

対象講座	高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座 ※高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外です。
支給額	【①受講開始時給付金】 入学金、受講料の40%（上限あり） 【②受講修了時給付金】 入学金、受講料の50%から①を差し引いた金額（上限あり） 【③合格時給付金】 入学金、受講料の10%（上限あり）
事前指定	受講開始前に受講予定の講座の指定を区役所・支所で受ける必要があります。

対象者

次の要件をいずれも満たす方。

事前相談及び受講開始前に講座の指定を受ける必要があります。

① 市内在住の20歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の母及び父並びにその扶養している児童

② 母子・父子自立支援プログラム策定等の自立に向けた支援を受けている方

③ 講座を受講することが、安定した就労に結びつくと思われる方

④ 過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金を受給していない方

※高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している方は対象外です。

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

20 住宅支援資金貸付事業

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

自立に向けて意欲的に取り組み、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方に、家賃を貸し付けます。

貸付額	貸付期間
家賃実費（月額上限7万円）	12か月まで

※無利子です。

※下記の①又は②に該当する場合は、貸付金の返還を免除します。

①現に就業していない方が、貸付から1年以内に就職し、1年間就労を継続する。

②現に就業している方が、貸付から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間就労を継続する。

対象者

原則として児童扶養手当の支給を受けている方（注）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

（注）年金受給により児童扶養手当が支給されていない方、児童扶養手当が支給される所得水準を超えて1年以内の方を含みます。

お問合せ先

名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス・ナゴヤ TEL 252-8824
社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL 915-8862

2 1 就業支援講習会

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

ひとり親家庭の就業支援を目的とした講習です。

1 年を 3 回に分けて開催し、5・8・11 月に募集をします。（募集時期については、「市公式ウェブサイト」等でお知らせします。）

①パソコン等 技術習得講習	就職に有利な技術・資格の取得を支援する講習会を行います。 短期講習と長期講習があります。 【ジョイナス.ナゴヤ主催（短期講習）】 パソコン講習、はじめてのオフィスワーク 【愛知県母子寡婦福祉連合会主催（長期講習）】 パソコン講習（初級・中級）、介護職員初任者研修、日商簿記 3 級講習、医療事務、医薬品登録販売者講習、調剤薬局事務、福祉用具専門相談員研修など
②生活ステップ アップ講習	【ジョイナス.ナゴヤ主催のみ】 暮らしに役立つ FP 3 級講座、未来を守るお金の基礎講座（ライフプラン）、“今”と“これから”をつなぐ社会保険・年金講習会とはじめての在宅ワーク勉強会（在宅就業講習）の 4 つがあります。

※日程等は区役所・支所、ジョイナス.ナゴヤで配布する「募集要領」をご覧ください。

対 象 者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方

（一部の講習会は、離婚調停中・離婚裁判中の方も参加できます。）

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス.ナゴヤ

TEL 252-8824 FAX 252-8842

社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会（愛知母子・父子福祉センター）

TEL 915-8862

2 2 製造たばこの小売販売業の申請

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

製造たばこの小売販売業の申請

お問合せ先

東海財務局理財部理財課

TEL 951-2546

名古屋市営住宅及び愛知県営住宅では、一般募集の他に、ひとり親世帯向けの募集を行っています。

入居できる方	住宅に困窮している 20 歳未満の子があるひとり親家庭の方。ただし、前年の収入が一定額以上あるときは入居できません。 ※市営住宅は、応募者多数の場合は抽選となります。		
(例) 給与所得者が 1 人の場合 (総収入でみる収入基準額早見表)			
	2 人世帯 (同居扶養親族数 1 人)	3 人世帯 (同居扶養親族数 2 人)	4 人世帯 (同居扶養親族数 3 人)
原則階層	3,511,999 円まで	3,995,999 円まで	4,471,999 円まで
裁量階層	4,363,999 円まで	4,835,999 円まで	5,311,999 円まで
(注) 原則階層…裁量階層以外の世帯 裁量階層…18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者がいる世帯、障害者世帯など			
入居募集の時期	【令和 8 年度】 ※「広報なごや」5・10 月号にも掲載します。 第 1 回 令和 8 年 6 月 1 日～6 月 12 日 第 2 回 令和 8 年 11 月 2 日～11 月 16 日		
敷金・家賃の減額	所得月額に応じ、敷金・家賃の 10%～30%が減額される場合があります。 ※所得月額は、公営住宅法施行令の規定に準じて算出した額です。		

入居できる方	住宅に困窮している 20 歳未満の子があるひとり親家庭の方。 ※抽選で優遇される福祉枠 (母子世帯又は父子世帯) にお申込みできます。ただし、前年の収入が一定額以上あるときは入居できません。
入居募集の時期	年 3 回の定期募集 (抽選) と常時募集 (先着順) を行っています。
家賃の減額	所得月額に応じて、家賃の 10%～50%が減額される制度があります。 ※所得月額は、公営住宅法施行令の規定に準じて算出した額です。

区役所民生子ども課または支所区民福祉課
詳しくは 市営住宅の福祉向募集 (ひとり親世帯向) 子ども未来企画課 TEL 972-2522
市営住宅の一般募集 名古屋市住宅供給公社 TEL 523-3875
県営住宅 愛知県住宅供給公社 TEL 973-1791

保護が必要な母子家庭 (18 歳未満の児童とその母) の母子が入所して自立を図ります。

施設名	定員	施設名	定員
名古屋市五条荘	30 世帯	名古屋市にじが丘荘	30 世帯
名古屋厚生会館愛のホーム	30 世帯	愛知昭和荘	20 世帯
愛知しらゆり荘	20 世帯		

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容 対 象 者

保護者の社会的な理由により一時的に家庭での子育てが困難になった時に、原則として一週間を限度として、乳児院・児童養護施設・里親宅でお子さんをお預かりします。

対 象	市内に住所を有する 18 歳未満(18 歳に到達する日以降の最初の 3 月 31 日まで) の児童	
理 由	病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等	
利 用 料	1 日あたり 0 円 ～ 5,350 円 (ひとり親家庭は 0 円 ～ 1,100 円)	
施 設	おおむね 2 歳未満児の場合	乳児院 (市内 4 か所)、里親宅
	2 歳以上の場合	児童養護施設 (市内 13 か所)、里親宅

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課



26 ひとり親家庭等生活支援事業

母子 父子 寡婦 寡夫

趣旨・内容

20歳未満の児童を扶養されているひとり親家庭の方又は寡婦、寡夫の方などが日常生活にお困りの場合に、以下のサービスを提供します。

- (1) 生活援助 ご自宅にヘルパーが訪問し、家事や介護のお手伝いをを行います。
 (2) 子育て支援 名古屋市と契約している保育施設で、児童を一時的に預かります。

	生活援助（ヘルパー派遣）	子育て支援（児童の預かり）
サービス内容	食事、排泄、入浴などの介護 調理、洗濯、掃除、買物などの家事	名古屋市が指定する保育施設にて 一時的な児童の預かり
利用できる期間	1件の利用につき、下記「対象者」欄の ①の場合は10日以内（通算して30日まで延長可） ②の場合は当該ひとり親家庭となって3年以内 ③の場合は乳幼児又は小学校に就学する児童を養育している間	
利用日	12月31日～1月3日を除く日	
利用時間帯	午前8時～午後8時の間 （日曜日は午前9時～午後5時の間）	午前8時～午後10時の間
利用回数など	週6日以内・1日3時間以内	週6日・18時間以内 （1日2時間以上）
費用負担	世帯の前年所得（1月から10月までの利用は前々年所得）等に応じ、1時間あたり下記の金額を負担していただきます。 直前にキャンセルした場合はキャンセル料が発生します。 【A：生活保護世帯・市町村住民税非課税世帯、B：A以外で、児童扶養手当支給水準世帯、C：A、B以外の世帯】	
	A・・・ 0円 B・・・ 150円 C・・・ 300円	A・・・ 0円 B・・・ 70円 C・・・ 150円 ※2名以上の児童を預ける場合は費用負担が増加します。

（注）利用時間は、ご家庭の状況や事情をふまえ、事業者と調整の上で決定しますが、申込状況や事業者の都合等によりご希望に添えない場合があります。また、日程の調整には一定の日数を要します。

対 象 者

- ① ひとり親家庭等（※）の方又は同居している祖父母の方、寡婦又は寡婦と同居している父母の方、寡夫又は寡夫と同居している父母の方、離婚調停中など、離婚前に困難を抱える母又は父、及びその児童並びにその祖父母の方が、次の事由に該当し、一時的に生活に支障がある場合

事 由	病気、事故、出産、冠婚葬祭、旅行（年4回まで）、災害、出張、学校等の公的行事への参加、看護、失踪、転勤、自立促進のために必要な事由（技能習得のための通学、就職活動など）、残業
-----	---

- ② ひとり親家庭（※）となって3年以内で日常生活に援助が必要な場合
 ③ 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育するひとり親家庭（※）が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合
 （※）両親のいない児童とその養育者の方も対象になります。

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

お子さんが通っている学校種別に応じて、次の援助が受けられます。

学校区分	対 象	援助内容
幼稚園（私立）	年収 360 万円未満相当世帯の方、 小学校 3 年生から数えて第 3 子以降の子どもの いる世帯、生活保護世帯等	副食費を補助
小・中学校（市立・ 県立・国立）（※1）	児童扶養手当の受給者、一定の所得未満の世帯 の方	学用品費・修学旅行 費等を補助
小・中学校（私立）	生活保護世帯、入学後の家計急変による一定の 所得未満の世帯の方等	授業料を補助
中学校（市立・国 立・私立）（※1）	一定の所得未満の世帯の方	名古屋市入学支援金 70,000 円の支給
高校（市立・県立）	児童扶養手当を全額受給（全部支給）している 方、市民税所得割額非課税世帯等	入学料を免除
	世帯年収に関わらず、日本国内に住所を有し、 日本国籍を有する、又は日本国籍を有しないが 国籍・在留資格等の要件が認められた者で、高 等学校に通う生徒（※2）	就学支援金により 授業料無償
	生活保護世帯、県民税及び市民税所得割の合算 額が 182,500 円未満の世帯	奨学給付金を支給
高校（県立）	就学支援金の認定を受けた者	就学支援金の支給限 度額を超えた授業料 及び受講料の全額を 免除
高校・特別支援学 校高等部（県立）	生活保護世帯、県民税及び市民税所得割額非課 税世帯、特別支援学校高等部入学者の世帯	学校指定一人一台端 末価格の全額を補助
	ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯）、扶養 する 23 歳未満の子が 3 人以上かつ県民税及び 市民税所得割の合算額が 264,500 円未満の世帯	学校指定一人一台端 末価格の 3/4 を補助
高校（私立）	県内の私立高校等に入学した者	入学金・授業料（就 学支援金）を補助
	生活保護世帯、県民税及び市民税所得割額非課 税世帯、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世 帯）、扶養する 23 歳未満の子が 3 人以上かつ県 民税及び市民税所得割の合算額が 264,500 円未 満の世帯	一人一台端末購入費 を補助（※3）
	生活保護世帯、県民税及び市民税所得割の合算 額が 182,500 円未満の世帯	奨学給付金を支給
高校（市立・県立・ 国立・私立）（※1）	市民税所得割額非課税世帯	給付型奨学金を支給 ○国公立 60,000 円 ○私立 72,000 円

児童扶養手当の受給者以外の方でも、所得に応じて援助を受けられる場合があります。

※1 この制度については、名古屋市教育委員会学事課へお問合せください。（自動応答）

※2 就学支援金が対象外の方についても、授業料の支援を受けられる場合があります。

詳細は、通われている高校にお問い合わせください。

- 26 -

お問合せ先

お子さんが通っている幼稚園・学校、または下記連絡先

・私立（幼稚園）	…子ども青少年局幼保企画課	TEL 971-1101
・市立・県立・国立（小・中学校・就学援助）	…名古屋市教育委員会学事課	TEL 050-1725-6771
・市立・国立・私立（中学校・高等学校等入学支援金）	…名古屋市教育委員会学事課	TEL 050-1721-3947
・市立・県立・国立・私立（高校・名古屋市奨学金）	…名古屋市教育委員会学事課	TEL 050-1721-4806
・私立（小・中学校授業料補助）	…愛知県私学振興室奨学グループ	TEL 954-7477
・私立（高校・入学料・授業料・端末補助）	…愛知県私学振興室奨学グループ	TEL 954-7477
・県立（中学校・給食費）	…愛知県教育委員会保健体育課	TEL 954-6793
・県立（高校・就学支援金・入学料免除）	…愛知県教育委員会財務施設課	TEL 954-6762
・県立（高校・奨学給付金）	…愛知県教育委員会高等学校教育課	TEL 954-6785
・私立（高校・奨学給付金）	…愛知県私学振興室奨学グループ	TEL 954-7477
・県立（高校・特別支援学校高等部・端末補助）	…愛知県教育委員会 ICT 教育推進課	TEL 954-7462

28 ひとり親家庭等への大学受験料等補助

趣旨・内容 対 象 者

ひとり親家庭等の子どもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、中学生の学習支援事業や高校生世代への学習・相談支援事業に登録している中学3年生・高校3年生世代の子ども等を対象として、大学等受験料や模試費用の補助を行います。

	母子	父子	寡婦	寡夫
対象者	・中学生の学習支援事業及び高校生世代への学習・相談支援事業に登録している子ども ・児童扶養手当受給相当の所得水準のひとり親世帯及び住民税非課税世帯の子ども			
補助額	・大学等受験料補助 : 1人あたり 53,000 円上限 ※高校3年生世代対象 ・模試費用補助(大学等受験年度) : 1人あたり 8,000 円上限 ※高校3年生世代対象 ・模試費用補助(中学3年生) : 1人あたり 6,000 円上限 ※中学3年生対象			
必要書類	・申請書、本人確認書類、住民票、振込口座が確認できる書類 ・児童扶養手当証書や保護受給者証、課税証明書等、要件が確認できる書類 ・振込控などの受験料等の支払いが確認できる書類 等			
申請方法	電子申請または郵送による申請			
申請受付	11月ごろ～3月まで			
備考	必要書類・申請方法など詳細については、「市公式ウェブサイト」等でお知らせします。			

お問合せ先

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課
TEL 972-3199

＊＊子どもの学びや社会体験の機会を利用する＊＊

29 中学生の学習支援事業

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

ひとり親世帯等を対象に、ひとりひとりの学習レベルに沿った支援を通して、学習習慣を身に付けることや高校進学などを目指す学習会を行います。

参加費	無料
定員	各会場 12 名
実施内容	週 2 回タイプ（1 回 2 時間）、週 1 回タイプ（1 回 2 時間）
募集の時期	一斉募集：5 月ごろ。随時募集：8 月ごろから 1 月まで。 詳しくは、「広報なごや」でお知らせします。

対象者

市内在住の中学生で次のいずれかの世帯に属する方
①児童扶養手当受給世帯及びひとり親家庭等医療費助成対象世帯等
②生活保護受給世帯等

お問合せ先

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課
TEL 972-3199

30 ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

ひとり親家庭の子どもに対して、気軽に立ち寄ることができ、宿題をしたり軽食をとったり、イベントに参加することのできる、学校でも家庭でもない第 3 の居場所を提供します。

参加費	無料
実施場所	市内 4 か所

対象者

市内在住のひとり親家庭の小学 5 年生から中学 3 年生までの方等

お問合せ先

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課
TEL 972-3199

31 文化・スポーツ交流事業

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

ひとり親家庭の親子を対象に、親同士・親子の交流や将来の職業選択のきっかけとなるようなプロの世界を体験することを目的とした、親子での体験・鑑賞事業を行います。

事業の種類	音楽や伝統芸能等の文化的事業や、サッカー等のスポーツの体験及び鑑賞
募集の時期	「市公式ウェブサイト」等に掲載予定です。

対象者

市内在住のひとり親家庭の親子

お問合せ先

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課
TEL 972-2522

32 ひとり親家庭休養ホーム事業

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

ひとり親家庭の方に親子そろって旅行やレクリエーションを楽しんでいただくため、指定の宿泊施設や日帰り施設を利用できます。

【利用回数】 1年度（4月1日から翌年3月31日まで）あたり1回

【利用料金】

宿 泊 施 設	1泊2日の基本料金が無料 ※ただし、冷暖房費、特別料理注文分等とそれらにかかる消費税や入湯税は自己負担です。（施設により異なります。）
日 帰 り 施 設	入場料金などが無料 ※施設により対象料金は異なり、自己負担が発生する場合があります。

対 象 者

名古屋市ひとり親家庭手当（※）を受給しているひとり親家庭の親子、両親のいない児童と養育者

なお、毎年8月に行われる名古屋市ひとり親家庭手当の所得状況届の審査の結果、支給が全部停止となった方は、その年の11月1日以降は利用申込できません。

（※）名古屋市ひとり親家庭手当は支給期間が3年間の手当ですので、休養ホームの利用も原則3年間限定の利用となります。

名古屋市ひとり親家庭手当については、6～8ページをご覧ください。

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

（令和8年度指定施設）

	施設名	所 在 地	連絡先電話番号
宿 泊 施 設	こどもがたのしい宿日乃出旅館	三重県鳥羽市	0599-336-555
	国民宿舎奥浜名湖	静岡県浜松市	053-522-1115
	名古屋市民おんたけ休暇村	長野県王滝村	0264-48-2111
	静岡県立森林公園森の家	静岡県浜松市	053-583-0090
日 帰 り 施 設	ナガシマスパーランド （ジャンボ海水プール開設期間のみ）	三重県桑名市	0594-45-1111
	名古屋港水族館	名古屋市港区	052-654-7080
	リニア・鉄道館	名古屋市港区	052-389-6100
	レゴランド・ジャパン	名古屋市港区	0570-05-8605
	ラグーナテンボス	愛知県蒲郡市	0570-097117

3 3 市有施設優待利用事業

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

ひとり親家庭の親子を対象に、市有施設の入場料を優待します。

対 象 施 設	名古屋城、東山動植物園、市科学館※1、市美術館、市博物館（蓬左文庫を含む）※2 ※1 市科学館のプラネタリウムは有料です。 ※2 市博物館は令和5年10月から改修のため休館しています。 蓬左文庫については、通常通りご利用可能です。
優 待 内 容	対象施設を利用する際の入場料金が無料（常設展に限る）
利 用 方 法	お住まいの区の区役所民生子ども課（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課）で優待券を受け取り、必要事項を記入のうえ、ご利用ください。 ※親子同時での利用に限ります。 （親のみ又は子のみの利用はできません。） ※優待券の受け取り・ご利用には児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証の提示が必要です。
利 用 回 数	1年間（11月から翌10月）あたり最大6回まで ※優待券は随時申請いただけますが、有効期限は毎年10月までです。 次の新しい優待券は11月以降の交付となります。

対 象 者

市内在住の児童扶養手当の支給を受けている世帯及びひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

3 4 ひとり親家庭職業体験事業

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

ひとり親家庭の親子を対象に、職業体験会等を実施します。

事業の種類	様々な職業を体験する「職業体験会」と、将来設計や進路について学ぶ「ライフプラン講習」を実施します。
募集の時期	「市公式ウェブサイト」等に掲載予定です。

対 象 者

市内在住のひとり親家庭の親子

お問合せ先

子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課
TEL 972-2522

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

母子・父子自立支援員、ひとり親家庭応援専門員等の職員が、ひとり親家庭の福祉に関する相談（経済上のこと・住宅のこと・子どものこと・悩みごと等）や、仕事のスキルアップや求職活動に関する支援などを行っています。

対象者

ひとり親家庭（離婚前の困難を抱える者等を含む。）の母及び父並びに寡婦・寡夫の方

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

臨床心理士がこころの悩みの相談に応じます。（予約制）
空きの時間がある場合には予約のない方につきましても、当日相談をお受けします。
【相談受付時間】水・金・土曜日（祝日・年末年始は除く）13時～16時

対象者

市内在住のひとり親家庭の母、父及び児童（就業への意欲のある20歳未満の方）、寡婦、寡夫の方
※離婚前の方もご利用いただけます

お問合せ先

名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス.ナゴヤ
TEL 252-8824

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

ひとり親家庭の方の生活全般にわたる各種相談に応じています。
【相談受付時間】月・水・金曜日（祝日・年末年始は除く）10時～16時

対象者

ひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方

お問合せ先

電話相談専用電話（愛知母子・父子福祉センター）
TEL 915-8886

38 名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス.ナゴヤ

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

ひとり親家庭の方の仕事に関する相談、職業紹介など仕事探しを応援しています。
また、パソコン講習などの就業支援講習会の実施や各種セミナー・交流会を開催し、仲間づくりの場の提供や、公式 LINE やホームページによる情報発信も行っています。
キッズコーナーもあり、お子様と一緒にご利用できます。

【開所日時】 月～金曜日 10 時～18 時、土曜日 10 時～16 時

(日曜日・祝日・年末年始は除く)

① 職業紹介	専任のキャリアカウンセラーが働く上での悩みや困り事を整理し、就職・転職活動のサポートをします。子育てとの両立が可能な働き方・資格取得についてなど幅広い相談に応じます。 ※区役所・支所での出張カウンセリングも行っています。また、電話やメール・オンラインでの相談も可能ですので、お気軽にご相談ください。
② 就業相談(キャリアカウンセリング)	専任のキャリアカウンセラーが就職などに関する相談に応じます。履歴書の書き方や面接試験の準備の方法などもアドバイスします。 ※区役所・支所での出張カウンセリングも行っています。また、電話やメールでの相談にも応じますので、お気軽にご相談ください。
③ こころの休けい室(心理カウンセリング)	仕事をするにあたってのさまざまなこころの悩みについて、臨床心理士が相談に応じています。(詳しくは、32 ページをご覧ください。)
④ 就業支援講習会	就職に有利な知識・資格を取得するための講習会を開催しています。(詳しくは、22 ページをご覧ください。)
⑤ セミナー	就職に有利な知識に関するセミナーを開催します。
⑥ 交流会	ひとり親家庭の方同士が交流できる様々なイベントを開催します。

ジョイナス.ナゴヤ公式 LINE

交流会・講習会・求人情報・お役立ち情報等さまざまな情報を配信しています。ぜひ、ご登録ください。

ジョイナス.ナゴヤ
公式 LINE



対 象 者

市内在住のひとり親家庭の母及び父並びに寡婦の方
※②③は、ひとり親家庭の児童(就業への意欲のある 20 歳未満の方)もご利用いただけます。
※①②③⑤⑥は、寡夫の方もご利用いただけます。
※①②③④⑤は、離婚前の方もご利用いただけます。(一部条件有)

お問合せ先

名古屋市ひとり親家庭就業自立支援センター ジョイナス.ナゴヤ
TEL 252-8824 FAX 252-8842

中区栄 3 丁目 13-20 栄センタービル 6 階(ナディアパーク向い)
アクセス: 地下鉄東山線・名城線「栄」駅

サカエチカ S7a、S7b 番出口より徒歩 10 分

地下鉄名城線「矢場町」駅 6 番出口より徒歩 5 分

メールでのお問合せやご相談は、ジョイナス.ナゴヤホームページ
(<https://www.joinas-nagoya.jp>) の【相談申込み】から。

ジョイナス.ナゴヤ
ホームページ



39 仕事の相談窓口

窓 口		交通機関	相談できる内容
ハローワーク名古屋東 名東区平和が丘一丁目2番地 TEL 774-1115		市バス 猪高車庫	就職を希望する方に対して、年齢、性別などにかかわらず、職業相談、職業紹介などのサービスを無料で行っている国の機関です。 ハローワーク名古屋東にはマザーズコーナーがあり、お子様連れでも相談しやすい施設です。
ハローワーク名古屋中 中区錦2-14-25 ヤマイチビル TEL 855-3740		地下鉄 伏見	
ハローワーク名古屋南 熱田区旗屋二丁目22-21 TEL 681-1211		地下鉄 熱田神宮西	
ハローワーク関連施設	あいちマザーズハローワーク 中区錦2-14-25 ヤマイチビル TEL 855-3780	地下鉄 伏見	子育てをしながら、就職を希望する方を中心に就職支援を行っているハローワークです。 (キッズコーナーあり)
	なるみ職業相談窓口 緑区鳴海町字向田1-3 名鉄鳴海駅2階 TEL 629-4151	名鉄 鳴海	正社員、パートを問わず、就職を希望する方に対して、求人情報の提供や職業紹介・職業相談を行っています。
あいち労働総合支援フロア 中村区名駅四丁目4-38 ウィンクあいち17階 (職業相談) TEL 533-0890 (内職相談) TEL 562-5016 (職業適性相談) TEL 485-7155		地下鉄 名古屋	職業相談：正社員、パートを問わず、就職を希望する方に対し、求人情報の提供や職業紹介・職業相談を行っています。 内職相談：内職の紹介を受けられます。 職業適性相談：職業適性や職業選択についての相談や就職活動のアドバイスを受けられます。
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 中区錦一丁目10-1 MIテラス名古屋伏見4F TEL 221-8755		地下鉄 伏見	就職に役立つ知識やスキルを身につけることができる「求職者支援訓練」の実施を支援しています。募集中のコース情報をホームページでご案内しています。訓練受講のご相談は各ハローワークまで。 (https://www.jeed.go.jp/location/shibu/aichi/)
なごやジョブサポートセンター 千種区吹上二丁目6-3 名古屋市中小企業振興会館6階 TEL 733-2111		地下鉄 吹上	名古屋市が設置する就職相談窓口です。専門相談員による就職相談、職業紹介のほか、就職準備セミナー等を行っています。 キッズスペースがあり、子育て中の求職者にご利用いただけます。
なごや若者サポートステーション 北区柳原三丁目6-8 青少年交流プラザ内 TEL 700-2396		地下鉄 名城公園	若年無業者（概ね15歳～49歳）等を対象とした自立に関する相談窓口です。専任のキャリアコンサルタントによる支援を行っています。

40 女性のための総合相談

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題（家族、職場の人間関係、暴力の悩みなど）の相談に応じています。

▶専門相談員と一緒に考えます。

▶電話相談の上、相談者の希望と必要に応じ面接相談を利用できます。

また、面接相談の後、必要に応じ弁護士や医師などによる専門相談も利用できます。（いずれも予約制・無料）

▶面接・専門相談時には託児制度が利用できます。（予約制・実費40円負担あり）

【電話相談日時】月・火・金・土・日曜日 10時～16時

水曜日 10時～13時／18時～20時

※祝日、木曜が祝日の場合は翌金曜、年末年始を除く

【LINE相談日時】月曜日 13時～16時

水曜日 17時～20時

※祝日、年末年始を除く

対象者

すべての女性の方

お問合せ先

イーブルなごや相談室

TEL（専用ダイヤル）321-2760（つながろう）

LINE相談ID @154huepp

住所 中区大井町7-25（名古屋市男女平等参画推進センター）



名古屋市女性のための
総合相談

41 女性の悩みごと相談

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

様々な悩みを抱える女性の相談に応じ、必要な情報提供等の支援をしています。

【相談受付時間】月～金曜日（祝日・年末年始は除く）

※時間については各区役所・支所へお問い合わせください。

対象者

すべての女性の方

お問合せ先

区役所民生子ども課または支所区民福祉課

4 2 女性悩みごと電話相談

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

女性相談支援員が、女性の抱える悩みごとや心配ごと（家庭内の不和、暴力、離婚、男女問題、人に言えない悩みなど）の相談に応じ、一緒に問題解決の方法を考え、安心して生活ができるようお手伝いします。（無料）

【相談受付時間】月～金曜日 9時～21時（祝日・年末年始は除く）

土・日曜日 9時～16時（祝日・年末年始は除く）

※ただし、施設メンテナンス日は休みになります。

なお、天災等やむを得ない事情により中止する場合があります。

対象者

すべての女性の方

お問合せ先

愛知県女性相談支援センター TEL（専用ダイヤル） 962-2527

4 3 名古屋市男性相談

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

家族との関係、仕事や生き方、暴力などの悩みをなかなか打ち明けることができずに、一人で抱えていませんか？名古屋市男性相談では、男性の気持ちを受け止め、個人として尊重される場を提供します。

【電話相談時間】水曜日 18時～20時（祝日・年末年始は除く）

毎月第4日曜日 10時～12時（祝日・年末年始は除く）

【面接相談時間】毎月第4木曜日 18時～20時（祝日・年末年始は除く）

（予約制。電話相談の上、必要に応じて面接相談を行います）

対象者

すべての男性の方

お問合せ先

相談専用ダイヤル TEL 321-1628

4 4 配偶者からの暴力（DV）相談

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

配偶者からの暴力（DV）に関する相談に応じています。

名古屋市DV被害者
SNS相談事業

【相談受付時間】月～金曜日 10時～17時（祝日・年末年始は除く）

名古屋市DV被害者ホットライン事業 TEL 232-2201

【相談受付時間】土曜日・日曜日・祝日 10時～18時（年末年始は除く）

名古屋市DV被害者SNS相談事業 URL: <https://dv.city.nagoya.jp>

【相談受付時間】水曜日：17時～22時

土曜日：12時～17時（年末年始は除く）



対象者

配偶者からの暴力（DV）被害者の方等

お問合せ先

名古屋市配偶者暴力相談支援センター TEL 351-5388

※配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者等を含みます。

また、配偶者からの暴力には、当該配偶者であった者から引き続き受ける暴力も含みます。

4 5 児童相談

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

18歳未満の子どもに関する相談全般に応じています。

お問合せ先

名 称	時 間	担当区域	住 所	TEL (時間外連絡先)
名古屋市中央 児童相談所	月～金曜日 (年末年始・ 祝日を除く) 8時45分 ～17時15分	千種、東、北、中、 昭和、守山、名東	昭和区折戸町 4丁目16	757-6111 (757-6112)
名古屋市西部 児童相談所		西、中村、熱田、 中川、港	中川区小城町 1丁目1-20	365-3231 (365-3252)
名古屋市東部 児童相談所		瑞穂、南、緑、 天白	緑区鳴海町字 小森48-5	899-4630 (899-4631)

4 6 名古屋市子どもの権利相談室 なごもっか

母子

父子

寡婦

寡夫

趣旨・内容

子どもの権利に関する悩みや困りごとについて、子どもが自分で決めることを大切に、子どもにとって一番良い解決を一緒に考えます。

【相談時間】 月曜日 11時～19時(受付は18時30分まで)

火・木・金曜日 11時～21時(受付は20時30分まで)

土曜日 11時～17時(受付は16時30分まで)

※20時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。

※いずれの曜日も祝日、年末年始は除く。

対 象 者

18歳未満の方(高校等在学中の人も含む)

お問合せ先

子ども専用フリーダイヤル(無料) TEL 0120-874-994(はなし きくよ)

大人用電話番号 TEL 211-8640

※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

※養育費・法律に関する相談については、3ページ(「養育費取得支援」及び「法律相談」)をご覧ください。

ひとり親家庭福祉のしおり 2026.7月版

令和8年7月

【編集・発行】名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

電話 052-972-2522 / FAX 052-972-4204

区役所民生子ども課・支所区民福祉課

(社会福祉事務所・社会福祉事務所支所)

※支所管内にお住まいの方は、
支所区民福祉課が窓口です。

✿受付時間

月～金曜日

8時45分～17時15分

(祝日、年末年始は除く)

窓 口	所 在 地	電 話 番 号 / FAX	交 通 機 関
千種区役所 民生子ども課	千種区星が丘山手 103	753-1842 / 751-3120	地下鉄：東 山 公 園
東区役所 民生子ども課	東区筒井一丁目 7-74	934-1191 / 936-4303	市バス：東 区 役 所
北区役所 民生子ども課	北区清水四丁目 17-1	917-6513 / 917-6512	地下鉄：黒 川
北区楠支所 区民福祉課	北区楠二丁目 974	901-2264 / 902-1843	市バス：楠 支 所
西区役所 民生子ども課	西区花の木二丁目 18-1	523-4593 / 523-4630	地下鉄：浄 心
西区山田支所 区民福祉課	西区八筋町 358 の 2	501-4971 / 503-3986	市バス：山 田 支 所
中村区役所 民生子ども課	中村区松原町一丁目 23-1	433-2983 / 433-2068	地下鉄：本 陣
中区役所 民生子ども課	中区栄四丁目 1-8	265-2318 / 241-6986	地下鉄：栄
昭和区役所 民生子ども課	昭和区阿由知通 3-19	735-3903 / 735-3909	地下鉄：御 器 所
瑞穂区役所 民生子ども課	瑞穂区瑞穂通 3-32	852-9389 / 852-9375	地下鉄：瑞穂区役所
熱田区役所 民生子ども課	熱田区神宮三丁目 1-15	683-9913 / 682-0346	地下鉄：熱田神宮西
中川区役所 民生子ども課	中川区高畑一丁目 223	363-4411 / 363-4302	地下鉄：高 畑
中川区富田支所 区民福祉課	中川区春田三丁目 215	301-8361 / 301-8661	市バス：富 田 支 所 J R：春 田
港区役所 民生子ども課	港区港明一丁目 12-20	654-9711 / 651-1190	地下鉄：港 区 役 所
港区南陽支所 区民福祉課	港区春田野二丁目 3703	301-8342 / 301-8411	市バス：南 陽 支 所
南区役所 民生子ども課	南区前浜通 3-10	823-9395 / 823-9426	市バス：南 区 役 所
守山区役所 民生子ども課	守山区小幡一丁目 3-1	796-4602 / 796-4627	市バス：守山区役所 名 鉄：小 幡
守山区志段味支所 区民福祉課	守山区下志段味 一丁目 1401	736-2187 / 736-4670	市バス：志 段 味 支 所 ゆとりとライン：志段味支所北
緑区役所 民生子ども課	緑区青山二丁目 15	625-3961 / 621-6858	市バス：緑 区 役 所
緑区徳重支所 区民福祉課	緑区元徳重一丁目 401	875-2213 / 875-2215	地下鉄：徳 重
名東区役所 民生子ども課	名東区上社二丁目 50	778-3096 / 774-2781	地下鉄：本 郷
天白区役所 民生子ども課	天白区島田二丁目 201	807-3881 / 807-3829	市バス：島 田